

南芦屋浜南護岸等の利用について

1 概要

兵庫県が管理している南芦屋浜南護岸等において、県・市・地元自治会等の協議により、令和 4 年 10 月から一部試験開放を行い、令和 5 年 8 月からは、釣りが「できるエリア」と「できないエリア」にエリア分けを行うなど、すべての利用者が共存できる海岸を目指してきましたが、釣りに起因するゴミの放置、護岸の汚損、不法駐車などの迷惑行為が続いていること、南護岸等と住宅地が近接した地域であること、釣り禁止を求める地元総意としての要望があったことから、南護岸等は釣りができないエリアとする利用制限を予定しておりました。

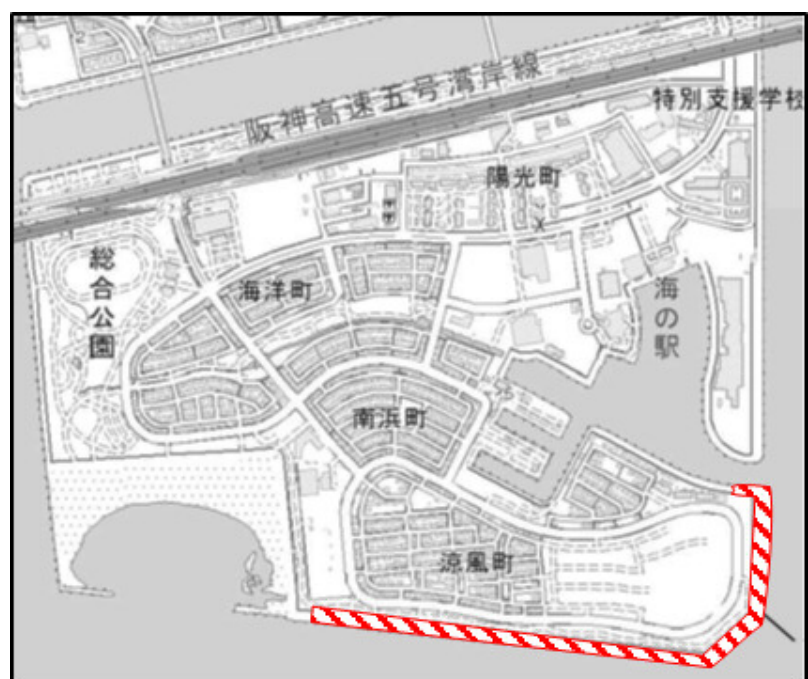
しかし、制限等に関して地元をはじめ様々なご意見をいただき、調整等が再度必要なことから、令和 6 年 8 月 1 日（木）から釣りができないエリアとすることは一旦延期といたしました。

現在、兵庫県と今後の対応について検討しているところです。

2 これまでの経過

令和 4 年 10 月 28 日	一部開放（試験開放）開始 午前 6 時から午後 8 時まで開放
令和 4 年 12 月 15 日	試験開放の時間変更 午前 8 時から午後 8 時まで開放
令和 5 年 8 月 3 日	試験開放におけるエリア分け実施 釣りが「できるエリア」と「できないエリア」を設定
令和 6 年 7 月 6 日	要望書の受理 南芦屋浜南護岸等での釣り全面禁止要望
令和 6 年 7 月 24 日	南芦屋浜南護岸等の利用制限について（議員通知） 南護岸等は釣りができないエリアとすることについて通知
令和 6 年 7 月 29 日	南芦屋浜南護岸等の利用制限の開始時期について（議員通知） 上記制限を一旦延期することについて通知

3 位置図



南芦屋浜南護岸等位置図
(エリア分け)



以上